

国立大学法人東京外国語大学 修学支援貸与金細則

〔令和2年4月28日〕
規則 第45号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学修学支援事業基金規程第4条第2項の規定に基づき、東京外国語大学(以下「本学」という。)の学生の安定的な学修環境の確保を支援するために貸与する学資(以下「修学支援貸与金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(資金)

第2条 修学支援貸与金は、次に掲げるものをもって資金とする。

(1) 学生の奨学援助を目的とする寄付金

(2) 前号から生じる果実

(貸与資格)

第3条 修学支援貸与金の貸与を受けることができる者は、本学の学部、大学院に在学する学生(科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生を除く。)で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 家計事情等の理由により、一時的に必要となる学資の支弁が困難となった者

(2) 前号に準ずる者

(貸与金額等)

第4条 修学支援貸与金は、一時金とし10万円までの範囲(万円単位)とする。

2 修学支援貸与金は、無利子の貸与とする。

(貸与人数)

第5条 修学支援貸与金の貸与人数は、年度ごとの貸与計画を定め学長が決定するものとする。

(申請手続)

第6条 修学支援貸与金の貸与を希望する者は、本学所定の申請書その他必要と認める書類を添付し、毎学年の4月又は10月の別に定める期間内に学長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、震災、火災、風水害等に被災した場合に伴い学資等の支弁が困難となった者など、緊急な貸与を要する場合の申請手続については、前項の規定にかかわらず、別に定める方法によることができるものとする。

(貸与者の決定)

第7条 修学支援貸与金の貸与者は、申請者からの提出書類に基づき、学長が選考し

決定する。

(返還方法等)

第8条 修学支援貸与金の貸与者は、あらかじめ本学所定の借用証書及び返還計画書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、震災、火災、風水害等に被災した場合に伴い学資等の支弁が困難となった者など、緊急な貸与を要する場合の借用証書及び償還計画書の提出の取扱については、別に定めるところによる。

3 支援貸与金の返還は、修学支援貸与金の貸与を受けた日から2年以内に完了するものとする。ただし、返還を完了しなければならない日が、貸与者が在籍する学部又は大学院を卒業又は修了する日を超えるとときは、卒業又は修了する日までに返還を完了するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに修学支援貸与金の返還を求めるものとする。

(1) 疾病等により成業の見込みがなくなったとき。

(2) 退学したとき。

(3) 本学の学内規則等に規定する懲戒等の処分を受けたとき。

(4) 申請内容に虚偽の事実が判明したとき。

(5) その他貸与者として適当でない判断される事実があったとき。

(債権の管理)

第9条 学生課は修学支援貸与金を貸与したときは、直ちに収入金調査書に証拠書類を添付して会計課に通知しなければならない。

2 会計課は、貸与者から返還金があった場合は学生課に報告するものとする。

3 学生課は、修学支援貸与金の未返還者等に対して督促を行うものとし、督促要領は別に定めるものとする。

(事務)

第10条 修学支援貸与金に関する事務は、会計課及び学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、修学支援貸与金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

年 月 日

収入印紙

東京外国語大学修学支援貸与金借用書

東京外国語大学長 殿

借用金額 金 _____ 円

私は、東京外国語大学修学支援貸与金を上記のとおり借用いたします。
つきましては、東京外国語大学修学支援貸与金細則に従い、返還計画書のとおり返還することを誓約いたします。

本人 氏名 _____ 印

現住所 _____

在籍番号 _____

電話番号 _____

E-mail _____

連帯保証人 氏名 _____ 印

現住所 _____

電話番号 _____

- ※印鑑は各自のものを使用し、スタンプ印・ゴム印は使用しないでください。留学生はサインをしてください。
- ※200 円分の収入印紙を貼付し、本人及び連帯保証人の割印を押印してください。留学生はサインをしてください。
- ※留学生は、連帯保証人を指導教員又は日本在住の日本人としてください。
- ※電話番号は、必ず連絡が取れる電話番号を記載してください。

返 還 計 画 書

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
円	円	円	円	円	円
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
円	円	円	円	円	円
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
円	円	円	円	円	円
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
円	円	円	円	円	円

《備考》

- (1) 返還の最終年月は、貸与を受けた日から2年以内の上記の年月とする。ただし、その年月が、卒業(修了)する日を超えるときは、卒業(修了)する日までの上記の年月とする。
- (2) 各月の返還金は、下記指定預金口座に、返還月の末日までに振り込むこととする。
- (3) 振込手数料は、学生本人の負担とする。
- (4) 各月(返還の最終年月を除く。)の返還額は万円単位とし、各月一定の額とする。
- (5) 返還計画書の提出後の返還方法の変更は認めない。ただし、残金の一括返還は認める。

振 込 先	銀 行 名:三井住友銀行(0009) 東京第一支店(931) 口座番号等:普通 9796025 口 座 名 義:国立大学法人東京外国語大学 フ リ ガ ナ:コクリツダイガクホウジントウキョウガイコクゴダイガク
-------	---